

【インターネットによる埋蔵文化財包蔵地（遺跡）照会について】

事業計画地が埋蔵文化財包蔵地に該当しているか否かについては、『川崎市都市計画情報提供サービス』で照会することができます。このサービスは、文化財課のホームページ内にリンクがありますので、ご利用ください。

～利用方法～

川崎市教育委員会文化財課ホームページを開きます。

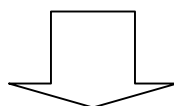
<http://www.city.kawasaki.jp/88/88bunka/home/top/ptop1.htm>

(リンク 遺跡照会)をクリックすると、『川崎市都市計画情報提供サービス』にリンクします。

表示された画面右側の[住所から地図を見る]から、照会したい計画地が所在する区にカーソルを合わせ、クリックします。

地図画面が表示されたら、画面左端に表示されている〈情報を選ぶ〉をクリックします。項目が表示されたら[土地規制情報] 〈その他の土地規制〉のチェックボックスにチェックを入れます。ここにチェックを入れないと遺跡が表示されません。さらに、遺跡の範囲や位置を見やすくするために、[都市計画情報] 〈用途地域等〉のチェックボックスのチェックをはずします。遺跡の表示の凡例については、[情報を選ぶ] [凡例] 〈その他の土地規制〉をクリックして参照してください。

地図画面右端の〈詳しい情報〉をクリックすると、遺跡名を確認することができます。



事業計画地の範囲が、一部でも遺跡(散布地や高塚古墳、貝塚など)に該当している場合、また、計画地が遺跡に近い場合には、必ず文化財課に連絡し、埋蔵文化財の取扱いについて確認してください。

下記 FAX 番号へ、事業計画範囲を示した図面を送っていただければ、より詳細な確認をいたします。

(連絡先) 川崎市教育委員会文化財課埋蔵文化財担当

TEL:044-200-3306

FAX:044-200-3756